別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第八条第二項（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成
	第九条第二項（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	第九条の二第二項（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	第十七条第三項、第七項及び第十二項の規定による書面の作成
	第十八条第二項及び第四項の規定による記録の作成
	第十八条の二第二項及び第四項の規定による記録の作成
	第二十三条の二の十四第三項、第七項（第四十条の三において準用する場合を含む。）及び第十二項の規定による書面の作成
	第二十三条の二の十五第二項及び第四項（第四十条の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	第二十三条の二の十五の二第二項及び第四項（第四十条の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
	（略）
	第二十三条の三十四第三項及び第七項の規定による書面の作成
	第二十三条の三十五第二項及び第四項の規定による記録の作成
	第二十三条の三十五の二第二項及び第四項の規定による記録の作成
	第二十九条第二項の規定による書面の作成
	第二十九条の二第二項の規定による記録の作成
	第二十九条の三第二項の規定による記録の作成
	第三十一条の三第二項の規定による書面の作成
	第三十一条の四第二項の規定による記録の作成
	第三十一条の五第二項の規定による記録の作成

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	第二十三条の十一の規定による帳簿への記載
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）